



最高裁秘書第3067号

平成29年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第41号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年7月3日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

7月3日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、苦情の申出をする旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の発案から採用に至るまでの経緯が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月15日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 諒問庁としての最高裁判所の考え方及びその理由

裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」は、利用規約によってその使用目的等が定められているのみであって、それ以外に作成された文書は存在しない。

よって、本件申出に係る文書を作成又は取得したことではなく、不開示とした原判断は相当である。